

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

演出次第

商業界に「山田文美のほっとは」と相談室」というコーナーがある。「商店会の売り出しイベントのくじ引きが末等50円引きで盛り上がりません」の相談に「無い物ねだりより知恵を使いましょう」と。「たった50円か」を「50円貰って嬉しい」に変えるのはあなた次第です。お買上会計時に単純に値引きしてしまうのは一番いけない。値引きではありません、お客様が当たったのです。大きな声で表情豊かに「おめでとうございます」と喜んであげる。50円硬貨は新品ピカピカで別に用意し、「幸運の50円です」と大騒ぎして手渡し、3個ためるとお茶が買えますよ、などと。買物に非日常という楽しみを感じるのがイベントです。

ヒント

税務 ミニガイド

労働基準法の規定により即時解雇する際に支払うこととなる解雇予告手当については、所得税法上、退職手当等に該当することとされています。

したがって、通常の給与としての源泉徴収ではなく、退職所得として取り扱うこととなりますので、注意する必要があります。



消費税の簡易課税制度

□簡易課税制度

消費税の仕入税額控除について、基準期間の課税売上高が5千万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者については、仕入控除税額を実際の課税仕入れ等の税額ではなく、課税売上高に対する税額の一定割合とする簡易課税制度が適用されます。

□事業区分とみなし仕入率

簡易課税制度では、その事業形態によって、第一種事業（卸売業、みなし仕入率90%）、第二種事業（小売業、みなし仕入率80%）、第三種事業（製造業等、みなし仕入率70%）、第四種事業（その他の事業、みなし仕入率60%）、第五種事業（運輸通信・金融保険・サービス業、みなし仕入率50%）、第六種事業（不動産業、みなし仕入率40%）の6種類の事業に区分し、それぞれの事業の課税売上高に対して、仕入控除税額を計算します。

□2種類以上の事業を営む場合

2種類以上の事業を営む場合には、原則として、課税売上高を第一種事業から第六種事業に区分して、それぞれのみなし仕入率を適用することになります。

ただし、2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上を占める場合については、全体の課税売上に対して、その事業のみなし仕入率を適用することができます。

また、3種類以上の事業を営む事業者で、そのうち2種類の事業の課税売上高の合計額が全体の75%以上を占める場合には、その2種類の事業のうちみなし仕入率の高い方の事業に係る課税売上高について、そのみなし仕入率を適用し、それ以外の課税売上高については、その2種類の事業のうち低い方のみなし仕入率を適用することができます。

□2種類以上の事業を区分しなかった場合



○9月9日は菊の節句、重陽の節句ともいわれ、奈良時代に中国から伝わった風習。奇数は陽数、偶数は陰数。陽数の最大数の9が重なり、長寿や無病息災を祝った。因みに、五節句は、正月7日は人日（七草の節句）、3月3日は上巳（桃の節句、雛祭り）、5月5日は端午（男子の節句）、7月7日は七夕（七夕の節句）、9月9日は重陽。節句は節供とも書く。



2種類以上の事業を営む事業者が、課税売上高を事業ごとに区分しなかった場合には、この区分をしていない部分については、その区分していない事業のうち一番低いみなし仕入率を適用して、仕入控除税額を計算することになります。

□簡易課税選択届出書等

簡易課税制度の適用を受けるためには、原則として適用しようとする課税期間の開始の日の前日までに、所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することが必要です。

また、簡易課税制度の適用を取りやめようとする場合には、原則として、取りやめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている場合、原則として、2年間継続適用したあとでなければ、その適用を取りやめることはできません。

□課税売上高が5千万円を超える場合

簡易課税制度選択届出書を提出している場合でも、基準期間の課税売上高が5千万円を超える課税期間については、簡易課税制度は適用できません。

贈与税の確定申告状況 —傾向と対策—

贈与税の課税体系として、「暦年課税」と「相続時精算課税」とに大きく分かります。さらに「暦年課税」には110万円の基礎控除がありますが、受贈者が20歳以上の直系卑属に該当するか否かで、一般贈与と特定贈与に分かれ、その他にも非課税特例（住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与）があります。

「相続時精算課税」にも、一般と住宅取得等資金に係る特例があります。これらの課税体系は10年少し前に比べると本当にバリエーション豊かになっています。この程、国税庁より平成27年分の贈与税の確定申告状況について発表があったので、その傾向を確認したいと思います。

(1)概要 贈与税の申告書を提出した人は前年比3.7%増の53万9千人で、このうち申告納税額が発生しているものは4.6%増の38万3千人

で、いずれも税制改正が行われた平成13年以後最高の数字となっています。このうち「暦年課税」適用者は4.1%増の48万9千人（このうち特定対象者は23万8千人）と大きく増加しました。一方、「相続時精算課税」を適用したものはほぼ横ばいの4万9千人でした。

(2)申告納税額 「暦年課税」の納税額は前年比14.3%減の2,402億円でした。これは贈与税の税率構造が見直され、昨年1月以後の贈与から最高税率50%から55%に引き上げられたことで、26年中に高額な贈与が駆け込みで行われた後の反動により減少したとみられています。「相続時精算課税」の納税額は、不動産の価格上昇が影響して10.2%増の241億円となりました。

(3)対策 e-TaxなどのICTを利用して贈与税の申告書を提出できるようになりましたので、是非これを利用してください。この利用割合は、前年より7ポイント上昇して63.7%となっています。今後も、課税体系のなかの豊富なバリエーションを利用して個々人各々があてはめを検討することが肝要と思われます。

ナマの税務相談室

Q 本日は相続関係のことでご相談いたしたく参上いたしました。

実は知人甲のことですが、甲は現在オーストラリアに住んでオーストラリア人と結婚し、国籍もオーストラリアで子供も3人おります。甲の母乙は5年前に夫が他界し、現在93歳になりますが施設にも入らず、S県に1人で住んでいます。

A そうですか。高齢でしかも施設にも入居しないで、お1人で生活しているのは甲さんも何かとご心配でしょうね。

Q そうなんです。毎日一度は電話をして様子を確認しているようです。

甲には15年前に亡くなった兄がいましたが、兄には消息の分からない子供が2人います。

心配なのは、高齢の乙が住んでいる家屋は甲名義ですが、宅地は乙名義です。乙の相続時に混乱事態が起こらないように、事前に、土地だけは乙が元気なうちに甲の名義にしておきたい、

との相談を受けました。

A 甲さんのお気持ちは良くわかります。相続時点で、兄の代襲相続人に乙の宅地を相続したいと

主張されたら困りますね。

すっきりと土地家屋を一体として所有していることが望ましいですからね。

お勧めは相続時精算課税制度です。

贈与者が60歳以上、受贈者が20歳以上の直系家族間の取引です。課税価格が2,500万円を超えれば贈与税が生じますが、乙さんがお元気な内に贈与をお勧めします。

相続税申告の際は既に甲名義である土地を相続税の計算手続き上は乙の遺産に取り込み相続税を計算しますが、土地そのものは甲の所有に変化はありません。

但し、申告の際は甲さんは外国に住んでいまずから誰か納税管理人を選択して申告手続きを依頼することが必要です。

ナマの税務相談室

制度は有効に 活用しましょう

税制改正余談

意味はないがついでに

余 談なのですが、今年の税制改正で、実質的な改正項目ではなく、文字の表記にのみこだわった改正箇所がありますので、拾ってみました。

年 年→年々、こえる→超える、費用の合計額→費用の額の合計額、国外転出をした日→国外転出の日、当該各号に掲げる→当該各号に定める、次の各号の一に該当するときは→次の各号のいずれかに該当するときは、隠ぺいし→隠蔽し、有しない者にあつては→有しない者にあつては、死亡した日→死亡の日、当該積み立てた→その積み立てた、取りくずした→取り崩した、「又は」→「、又は」・・・

拾 っているとキリがありませんが、これらは、今年

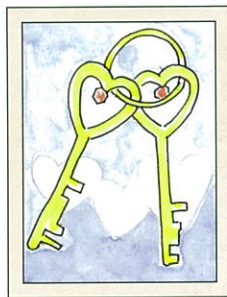
に限ったことではなく、毎年みられることです。改正条文の中に、法律としてあるべき文字表記ではないものがあるときに、ついでにあるべき表記に訂正しておく、といった作業です。

「 隠蔽」などという表記変更をみると、時代を遡るような印象があります。たな卸資産→棚卸資産、補てん→補填・・・などは同じ傾向の表記変更で、漢字化を進めようとする意志が働いているように思われます。同じく、付則→附則、寄付→寄附への表記変更は、どちらも常用漢字なので放置して構わなかったものなのですが、税法条文からはもはや「付則」「寄付」は完全に追放されています。

逆 に、当該→その、の表記変更は傾向としては逆方向です。全て→すべて、但し→ただし、などの表記変更も逆方向の傾向性を感じます。

判 決や法律の条文では「つ」は使わず「っ」で表現するものと思っていたら、上記のように「つ」を「っ」に改めている条文がありました。しかし、他の条文を見る限り、一斉に改める、ということをしていません。なお、税法でも附則の条文には「っ」が以前から沢山使われています。

今 年のこだわり改正で特に目に留まったのは、掲げる→定める、の表記変更でした。例えば、「上欄に掲げる区分に応じ、それぞれの下欄に掲げる金額」というような「掲げる・・・掲げる」の条文は沢山あるのですが、この表記を「掲げる・・・定める」に変更しています。以前から続いている改正です。



努力が効果をあらわすまでには
時間がかかる。
多くの人はそれまでに
飽き、迷い、挫折する。

(ヘンリー・フォード)

9月の税務メモ

(国税)

- 8月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 7月決算法人の確定申告
- 29年1月決算法人の中間(予定)申告

12日

30日

〃

(地方税)

- 8月分個人住民税特別徴収分の納付
- 7月決算法人の確定申告
- 29年1月決算法人の中間(予定)申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。